

日本郵便株式会社におけるサービス見直しの概要並びに 内国郵便約款及び郵便業務管理規程の変更概要

1 日本郵便株式会社におけるサービス見直しの概要

【配達日数の見直し関係】

- ・ 1日に1回以上郵便物の配達を行う日を、
「月曜日から土曜日までの6日間」から
「月曜日から金曜日までの5日間」とする。

【送達日数の見直し関係】

- ・ 郵便物の送達日数を下表のように変更する。

(1) 1日に1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島*	14日 ⇒ 15日
(2) (1)以外の離島	5日 ⇒ 6日
(3) (1)(2)以外の地域	3日 ⇒ 4日

* 本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。

- ・ 送達日数に算入しないこととする日として、
「休日、日曜日及び1月2日」に「土曜日」を加える。

2 内国郵便約款及び郵便業務管理規程の変更概要

(1) 内国郵便約款 (注) 下線部分が変更内容。

項目	現行	改正後
ア 送達日数	原則、郵便物の差し出された日の翌日から起算して 3日以内	原則、郵便物の差し出された日の翌日から起算して 4日以内
イ 送達日数に算入しない日	日曜日、休日及び1月2日	土曜日 、日曜日、休日及び1月2日
ウ 配達日指定郵便物の配達日として指定できる日	差出しの日の 翌々日 から起算して10日以内の日	差出しの日の 3日後 から起算して10日以内の日

(2) 郵便業務管理規程 (注) 下線部分が変更内容。

項目	現行	改正後
ア 1日1回以上郵便物の配達を行う日	月曜日から 土曜日 までの 6日間	月曜日から 金曜日 までの 5日間
イ 送達日数	① 1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島： 14日以内 ② 上記①以外の離島： 5日以内 ③ 上記①・②以外の地域： 3日以内	① 1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島： 15日以内 ② 上記①以外の離島： 6日以内 ③ 上記①・②以外の地域： 4日以内
ウ 送達日数に算入しない日	休日、日曜日及び1月2日 (上記イの②及び③に限る。)	休日、 土曜日 、日曜日及び1月2日 (上記イの②及び③に限る。)